

○ 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準について(平成12年老企第45号) (抄)

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>第二 指定の単位等について</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 例外的に、</p> <p>① 療養病棟（法第8条第26項に規定する療養病床等に係る病棟をいう。以下同じ。）を二病棟以下しか持たない病院及び診療所</p> <p>② 病院であって、当該病院の療養病棟（医療保険適用であるものに限る。）の病室のうち、当該病棟の病室数の二分の一を超えない数の病室を定め、当該病室について指定介護療養型医療施設の指定を受けようとするもの</p> <p>③ 病院（指定介護療養型医療施設であるものに限る。）であって、当該病院の療養病棟の病室のうち、当該病棟の病室数の二分の一を超えない数の病室を定め、当該病室に入院する者について療養の給付（健康保険法（大正11年法律第70号）第52条第1項の療養の給付をいう。）を行うために指定介護療養型医療施設の指定を除外しようとするもの</p> <p>のいずれかについては、病室単位で指定を受け、又は除外することができるものとする（②及び③に係る指定の効力は、平成21年3月31日までの間に限る。）。この場合、看護・介護要員の人数については、医療保険適用病床及び介護保険適用病床各々において、基準省令の人員に関する基準を満たしていればよく、また、設備については、当該病室を含む病棟全体として、基準省令の設備に関する基準を満たしていればよく、介護保険適用の患者専用の食堂等を設ける必要はない。</p> <p>第三 人員に関する基準・設備に関する基準</p> <p>3 経過措置</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 経過型介護療養型医療施設の人員・設備基準</p> <p>① 療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院が、介護老人保健施設等への円滑な転換を図れるよう、平成24年3月31日まで</p>	<p>第二 指定の単位等について</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 例外的に、<u>療養病床等に係る病棟を二病棟以下しか持たない病院</u>については、<u>病室単位で指定を受けることができるものとする。この場合、看護・介護要員の人数については、当該病室を含む病棟全体として、基準省令の人員・設備に関する基準を満たしていればよく、介護保険適用の患者専用の食堂等を設ける必要はない。</u>診療所については、当該診療所のうち、<u>療養病床等全体が基準省令の人員・設備に係る基準を満たしていればよい。</u></p> <p>第三 人員に関する基準・設備に関する基準</p> <p>3 経過措置</p> <p>(1)～(4) (略)</p>

の間の経過的類型として、経過型介護療養型医療施設を設ける。

② 経過型介護療養型医療施設の人員基準

経過型介護療養型医療施設の看護職員については、療養病床等に係る病棟について、それぞれ常勤換算方法で、入院患者の数が8（老人性認知症疾患療養病棟の看護職員にあっては、5）又はその端数を増すごとに1以上、経過型介護療養型医療施設の介護職員については、療養病床等に係る病棟について、それぞれ常勤換算方法で、入院患者の数が4（老人性認知症疾患療養病棟の介護職員にあっては、6）又はその端数を増すごとに1以上でよいこととした。（基準省令附則第18条及び第19条）

③ 経過型介護療養型医療施設の設備基準

経過型介護療養型医療施設の病室に隣接する廊下の幅は、内法による測定で、1.2メートル以上（ただし、両側に居室がある廊下の幅は、内法による測定で、1.6メートル以上）であればよいこととした。

（基準省令附則第20条及び第21条）

(6) (略)

(5) (略)